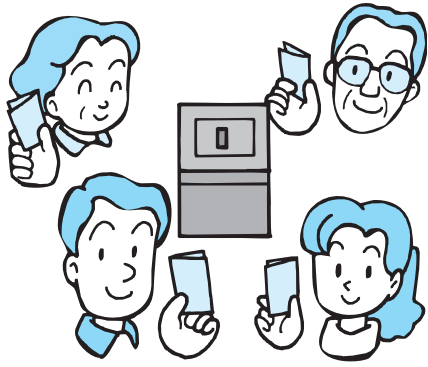


# 11月9日(日)は 衆議院議員総選挙および最高裁判所 裁判官国民審査の投票日です

投票時間は、午

前七時から午後八時まで。

小さなお子さんや付添いの人も一緒に投票所に入ることができません。投票日には、棄権しないで投票しましょう。



## 投票できる人

昭和五十八年十一月十日以前に生まれ、平成十五年七月二十七日以前に転入届を提出している人（選挙人名簿登録者）で、引き続き市内に住んでいる人です。

## 投票所入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のがきに同一世帯員につき三人分の入場券を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で入場券を再発行しますので、投票所で申し出てください。

## 不在者投票

仕事やレジャー、買物などの理由で投票日に指定された投票所のある区域外に出かけるときは、不在者投票ができます。印鑑は不要です。

## 〈不在者投票のできる期間〉

■衆議院議員総選挙

10月28日(火)

～11月8日(土)

■最高裁判所裁判官国民審査

11月2日(日)

～11月8日(土)

〈時間〉午前8時30分～午後8時(土・日曜日と同じ)

〈場所〉

福祉文化会館3階会議室

また、不在者投票所の指定を受けている病院・施設などを

に入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができます。

不在者投票のできる期間および投票日当日に、市外に滞在のため投票所へ行くことができない人は不在者投票の期間中、市選挙管理委員会へ申請することにより、滞在地の選挙管理委員会（選挙管理委員会の業務時間内）で不在者投票することができます。

## 郵便投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、十一月五日(水)までに不在者投票の請求をしてください。自宅で不在者投票をすることができません。

〈郵便投票証明書交付の要件〉  
身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人

が、選挙管理委員会へ申請することにより交付されます。対象となる障害は次のとおりです。

- ① 両下肢、体幹（1・2級）
- ② 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（1・3級）

## 投票所の変更

▽第十投票区の投票所  
日進小学校から「日進小学校  
仮校舎（寺町旧NTT体育館）」に変更します。

▽第三十四投票区の投票所  
豊実会館から「豊実地区公民館」に変更します。

▽第四十投票区の投票所  
湖山西小学校から「湖山西体育館」に変更します。

## 選挙公報

十一月四日(火)に配付する予定です。また、視覚障害者用の選挙公報（小選挙区）の音読カセットテープを作成しています。希望する人は、選挙管理委員会まで。

問い合わせ先  
鳥取市選挙管理委員会（☎20-33386）